

高等学校通信制課程におけるインターネットの活用について（案）

平成15年3月初等中等教育局

1. 対応案

情報通信技術の進展に対応させることが必要であることや、規制改革推進三か年計画などを踏まえ、高等学校における通信教育の可能性をより発展させる観点から、通信制の課程においてインターネットなどの多様なメディアを利用して行う学習により面接指導を一部免除することができるよう高等学校学習指導要領の一部を改正する。

2. 主な内容

高等学校学習指導要領の「第8款 通信制の課程における教育課程の特例」のラジオ放送及びテレビ放送の視聴による面接指導の一部免除に関する規定に、「その他の多様なメディアを利用して行う学習」を加える。

3. スケジュール

平成15年3月25日～パブリックコメント

4月上旬 公布・施行予定。

インターネット等を用いた高等学校教育の在り方について

規制改革推進3か年計画において、「高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。」とされており、インターネットを活用した面接指導の代替の在り方等について具体的な検討を進め、今年度中に結論を出すこととされている。

規制改革推進3か年計画(改定)(抄)

(平成14年3月29日閣議決定)

(教育・研究関係)

ア 初等・中等教育

事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
25 インターネット等を用いた高等学校教育の促進 (文部科学省)	高等学校段階の教育において、通信教育の充実を図る観点からインターネットを活用した教育の可能性について検討に着手する。	検 討	検 討 (結論)	

通信制の課程における教育課程の特例

通信制の課程における教育課程については、第1款から第7款まで（第5款、第6款の1並びに第6款の4の(4)のA及びBを除く。）に定めるところによるほか、下記に定めるところによる。

- 1 各教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間（1単位時間は、50分として計算するものとする。以下同じ。）数の標準は、1単位につき次の表のとおりとするほか、学校設定教科に関する科目のうち普通教育に関するものについては、各学校が定めるものとする。

各教科・科目	添削指導（回）	面接指導（単位時間）
国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目並びに専門教育に関する各教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

- 2 総合的な学習の時間の標準単位数は3～6単位とし、その添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。
- 3 面接指導の授業の1単位時間は、各学校において、各教科・科目の面接指導の単位時間数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めるものとする。
- 4 学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について計画的かつ継続的に行われるラジオ放送又はテレビ放送を取り入れた場合で、生徒がその放送を視聴し、その成果が満足できると認められるときは、その生徒について、その各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、ラジオ放送又はテレビ放送についてそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができる。ただし、免除する時間数は、合わせて10分の8を超えることができない。
- 5 特別活動については、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。

第8款通信制の課程における教育課程の特例の4の改正により想定される指導形態

インターネット活用の具体例

1 これまで可能であったもの

テレビ放送(BS放送、CS放送、CATVを含む)・・・(例)NHK「高校講座」等
ラジオ放送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(例)NHK「高校講座」等

2 これから可能とするもの

通信制高等学校 生徒宅(一方向)

インターネットによる学習を利用して授業の映像等を生徒宅に提供する。
(生徒が必要に応じアクセスし視聴することが可能)
(例)NHK「高校講座」に類するものを学校が独自に開発し提供
(例)高等学校の授業を収録し配信する。

通信衛星を利用して授業の映像等を生徒宅に提供する。
(例)NHK「高校講座」に類するものを学校が独自に開発し提供
(例)高等学校の授業を収録し配信する。

通信制高等学校 生徒宅(双方向)

(例1)インターネットを利用した指導(ライブ方式)



高等学校

インターネットによる指導
メール、FAX等による質問



生徒宅

(例2)インターネットを利用した指導(オンデマンド方式)



高等学校

映像とテキスト
アクセス



必要に応じアクセス
掲示板書込み



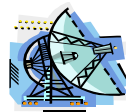
生徒宅

(例3)通信衛星を利用した指導(BS放送、CS放送以外の通信衛星サービス)



高等学校

収録



衛星通信

メール、FAX等による質問



生徒宅

通信制高校のインターネット等の活用の在り方

添削指導への活用 (レポート提出)

- ・電子メール等による課題の送付
- ・電子メール等によるレポート提出
(郵送に変わる提出手段としての活用)
- ・電子メール等によるレポートに関する質問対応として活用
(添削課題等の送受、質問等のレスポンスを改善)

面接指導への活用 (今回検討事項)

これまで面接指導の一部免除の対象としていた放送番組(テレビ・ラジオ)と同様の内容をインターネット等の他のメディアにより配信すること(一方向)。

6/10まで(合計最大8/10まで可能とする)

- ・高等学校と生徒宅をインターネットで接続し、双方向性の教科指導等を行うこと。

6/10まで(合計最大8/10まで可能とする)

なお、少なくとも10分の2の面接指導時間は確保することとする。

試験への活用

試験への活用については不可とする。
(本人の認証等が不可)

その他の活用

- ・履修登録、スクーリング等のスケジュール管理、カウンセリング予約、学習履歴、履修状況、証明書等の発行申請などに活用
- ・電子メールや掲示板をコミュニケーション手段として活用(生徒間、学校生徒間、学校保護者間等)
- ・電子メール等による質問対応として活用